

(2) 農業共済保険事業の規模

ア 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済保険事業の規模

区分	項目	引 受		共 済 金 額	保 険 金 額	共 済 掛 金			D 保 険 料 総 額	E 徴 収 す べ き 保 険 料 (D-B)	F 再 保 険 料	G 交 付 (納 入) 再 保 険 料 (B-F)	H 手 持 保 険 料	備 考
		本 年 度 予 定	前 年 度 実 績			A 総 額	B 国 庫 負 担 金	C 農 家 負 担 金						
農 作 物	一 筆 7 割	619,300 _a	669,239 _a	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		24,569,000 _{kg}	26,557,977 _{kg}	5,454,278	5,380,512	132,744	66,371	66,373	100,083	33,712	80,254	△ 13,883	19,829	
	半相殺 8 割	3,145,000 _a	3,400,683 _a	31,593,431	31,185,215	947,152	473,576	473,576	771,685	298,109	687,699	△ 214,123	83,986	
		142,313,000 _{kg}	153,804,157 _{kg}											
	全相殺 9 割	2,067,800 _a	2,278,828 _a	23,549,538	23,229,264	306,615	153,307	153,308	204,527	51,220	159,197	△ 5,890	45,330	
		106,079,000 _{kg}	116,902,462 _{kg}											
	品 質 9 割	416,600 _a	412,299 _a	4,621,925	4,547,087	70,517	35,258	35,259	42,415	7,157	35,000	258	7,415	
		— _{kg}	— _{kg}											
	品 質 8 割	13,200 _a	14,899 _a	130,465	128,818	3,898	1,948	1,950	3,219	1,271	2,758	△ 810	461	
		— _{kg}	— _{kg}											
	小 計	6,261,900 _a	6,775,948 _a	65,349,637	64,470,896	1,460,926	730,460	730,466	1,121,929	391,469	964,908	△ 234,448	157,021	
		272,961,000 _{kg}	297,264,596 _{kg}											
	麦	半相殺 8 割	7,400 _a	7,440 _a	4,993	4,696	386	204	182	186	△ 18	47	157	139
			104,386 _{kg}	105,357 _{kg}										
		災害収入 9 割	6,800	6,924 _a	6,119	5,572	677	362	315	253	△ 109	88	274	165
			—	— _{kg}										
	小 計	14,200	14,364 _a	11,112	10,268	1,063	566	497	439	△ 127	135	431	304	
		104,386	105,357 _{kg}											
	計	6,276,100 _a	6,790,312 _a	65,360,749	64,481,164	1,461,989	731,026	730,963	1,122,368	391,342	965,043	△ 234,017	157,325	
273,065,386 _{kg}		297,369,953 _{kg}												
家 畜	乳 用 成 牛	頭	頭	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	13,589	14,277	2,979,261	2,383,409	574,017	282,436	291,581	319,728	37,292	199,853	82,583	119,875		
	乳 用 子 牛 等	14,588	15,242	755,422	604,338	99,128	48,400	50,728	45,510	△ 2,890	28,450	19,950	17,060	
	肥 育 用 成 牛	35,863	34,902	8,552,557	6,842,046	475,241	224,953	250,288	266,411	41,458	166,570	58,383	99,841	
	肥 育 用 子 牛	1,228	1,253	103,467	82,774	18,886	9,379	9,507	9,226	△ 153	5,767	3,612	3,459	
	そ の 他 の 肉 用 成 牛	6,365	6,379	1,724,660	1,379,728	80,086	37,466	42,620	34,422	△ 3,044	21,527	15,939	12,895	
	そ の 他 の 肉 用 子 牛 等	6,470	6,730	698,334	558,667	93,201	45,557	47,644	39,717	△ 5,840	24,828	20,729	14,889	
	一 般 馬	26	26	8,656	6,925	1,104	539	565	771	232	482	57	289	
	種 豚	7,400	7,525	339,536	271,629	39,030	15,194	23,836	25,639	10,445	16,028	△ 834	9,611	
	一 般 肉 豚	39,774	39,200	413,650	330,920	48,203	19,281	28,922	38,565	19,284	24,108	△ 4,827	14,457	
	特 定 肉 豚	44,500	44,528	458,100	366,480	95,020	38,008	57,012	76,018	38,010	47,517	△ 9,509	28,501	
計	169,803	170,062	16,033,643	12,826,916	1,523,916	721,213	802,703	856,007	134,794	535,130	186,083	320,877		

区分	項目	引 受		共済金額	保険金額	共 済 掛 金			D 保険料 総 額	E 徴収すべき 保 険 料 (D-B)	F 再保険料	G 交付(納入) 再保険料 (B-F)	H 手 持 保 険 料	備 考	
		本 年 度 定	前 年 度 績			A 総 額	B 国庫負担金	C 農家負担金							
園 芸 施 設	ガラス室	I 類	棟 0	棟 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0		
		II 類	49	48	100,490	80,392	239	119	120	191	72	17	102	174	
	プラスチックハウス	I 類	2	2	67	53	2	1	1	1	0	0	1	1	
		II 類	23,207	23,316	6,098,831	4,879,065	147,859	73,925	73,934	118,278	44,353	24,730	49,195	93,548	
		III 類	8	7	6,611	5,289	178	89	89	142	53	30	59	112	
		IV類甲	107	98	202,247	161,798	2,084	1,042	1,042	1,667	625	189	853	1,478	
		IV類乙	211	210	782,156	625,725	4,678	2,339	2,339	3,743	1,404	392	1,947	3,351	
		V 類	41	39	49,907	39,925	376	188	188	301	113	40	148	261	
		VI 類	3,375	3,112	1,239,691	991,753	9,751	4,875	4,876	7,800	2,925	1,465	3,410	6,335	
	VII 類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	27,000	26,832	8,480,000	6,784,000	165,167	82,578	82,589	132,123	49,545	26,863	55,715	105,260			
合 計			100,307,073	94,043,767	3,565,033	1,746,940	1,818,093	2,465,365	718,425	1,682,056	64,884	783,309			

イ 任意共済保険事業の規模

区分	項目	引 受		共済金額	保険金額	保 険 料 (共済掛金) 賦 課 金					B 再共済掛金	C 再共済手数料	D 手持保険料 A-(B-C)	備 考	
		本 年 度 定	前 年 度 績			総 額	A 保 険 料	事 務 費 賦 課 金							
								組 合 分	連 合 会 分	計					
保 險 関 係	農家建物	火 災	棟 177,239	棟 172,159	千円 2,691,235,500	千円 2,691,235,500	千円 2,570,176	千円 1,465,000	千円 994,658	千円 110,518	千円 1,105,176	千円 771,053	千円 320,989	千円 1,014,936	
		総 合	14,950	14,609	65,730,000	65,730,000	161,370	112,959	43,570	4,841	48,411	48,411	20,153	84,701	
	農機具	火 災	台 31,477	台 31,707	42,742,000	42,742,000	46,964	28,178	16,907	1,879	18,786	-	-	28,178	
		総 合	69,461	69,064	160,497,000	160,497,000	660,681	422,836	214,061	23,784	237,845	-	-	422,836	
	更 新	5,380	5,862	5,515,000	5,515,000	667,803	644,381	17,907	5,515	23,422	-	-	644,381		
計			2,965,719,500	2,965,719,500	4,106,994	2,673,354	1,287,103	146,537	1,433,640	819,464	341,142	2,195,032			
共 済 関 係	団体建物	74 棟	74 棟	5,244,500	5,244,500	3,178	2,225	-	953	953	-	-	2,225		
合 計			2,970,964,000	2,970,964,000	4,110,172	2,675,579	1,287,103	147,490	1,434,593	819,464	341,142	2,197,257			
再共済割合						30%		再共済手数料		41.63%					

(3) 引受計画と実施方策

ア 農作物共済

⑦ 引受計画

項目		組合数	引受面積	引受収量	共済金額
共済目的					
水 稲	一筆7割	2	ha 6,193	t 24,569	千円 5,454,278
	半相殺8割	3	31,450	142,313	31,593,431
	全相殺9割	1	20,678	106,079	23,549,538
	品質9割	3	4,166	—	4,621,925
	品質8割	3	132	—	130,465
	計	実 3	62,619	272,961	65,349,637
麦	半相殺8割	3	74	104	4,993
	災害収入9割	2	68	—	6,119
	計	実 3	142	104	11,112
合計		実 3	62,761	273,065	65,360,749

(注) 水稻 実行単収 566kg 単位当たり共済金額 222円

麦 1類 " 177kg " 担い手 49円、非担い手 28円

3類 " 163kg " 担い手 42円、非担い手 28円

⑧ 引受実施方策

1. 対象耕地の完全把握と引受率の向上

- ① 米政策改革推進対策（水田農業推進協議会）との連携強化を図り、共済細目書異動申告票一体化事業により水稻・麦の対象耕地と作付品種の完全把握に努める。
- ② 山形農政事務所等との連携を図り、水田経営所得安定対策における担い手把握に努める。

- ③ 任意加入資格者の把握と引受促進を図る。
- ④ 「水土里情報利活用促進事業」へ積極的に参画し、耕地情報の有効活用に努める。

2. 基準単収の適正設定

- ① 地域ごとの栽培実態を把握し、適正設定を推進する。
- ② 直播、有機、特別栽培米等耕地を把握し、基準単収の適正設定を推進する。

3. 共済掛金等未納者対策の実施

未納理由の詳細分析とそれを基にした未納者に対する積極的な啓蒙を行い、事業の健全化に努める。

4. 制度の普及推進

- ① 水田経営所得安定対策とNOSA Iとの連携に基づき、再生産に資する補償の充実に努める。
- ② 出荷団体及び業者との連携強化を図る。

イ 家畜共済

⑦ 引受計画

区分		項目	組合数	引受頭数	共済金額	平均共済金額
大家畜				頭	千円	千円
		乳用成牛	3	13,589	2,979,261	221
		乳用子牛等	3	14,588	755,422	52
		肥育用成牛	3	35,863	8,552,557	238
		肥育用子牛	3	1,228	103,467	84
		その他の肉用成牛	3	6,365	1,724,660	271
		その他の肉用子牛等	3	6,470	698,334	108
		一般馬	3	26	8,656	333
	大家畜計	実3	78,129	14,822,357		
中家畜		種豚	3	7,400	339,536	46
		一般肉豚	1	39,774	413,650	10
		特定肉豚	1	44,500	458,100	10
		中家畜計	実3	91,674	1,211,286	
合計			実3	169,803	16,033,643	

① 引受実施方策

1. 引受の充実と拡大

- ① 新料率のもとで付保割合の増加による「確かな補償」を提供する。
- ② 大規模経営農家のニーズを把握し、適正補償額の確保に努める。
- ③ 未加入農家の飼養実態を把握し、加入推進に努める。

2. 牛個体識別情報の活用による異動状況の完全把握

- ① 家畜の異動状況確認の徹底を図り、引受の完全実施に努める。
- ② 乳用子牛等及び肥育用子牛は、包括共済として成牛と共に完全に引受ける。

3. 適正な評価による補償額確保と事業の安定化

- ① 危険段階別見込共済金額の完全確保により、事業の安定を図る。
- ② 市場価格に基づいた評価基準を設定し、適正評価と補償額確保に努める。
- ③ 掛金分納の安全性を確保し、事故低減等による農家掛金負担の軽減に努める。

㊦ 家畜診療所の運営方策

1. 適正な診療の実施

- ① 診療課を中心とした診療体制を強化し、効率的かつ適正な診療に努める。
- ② 診療技術の研鑽と新技術の習得を図り、農家ニーズに対応した高度獣医療を提供する。
- ③ 食の安全・安心の確保を支援し、消費者ニーズに対応した獣医療を提供する。

2. 損害防止事業の効果的推進

- ① 損防課を中心とした損防体制を強化し、事故低減に努める。
- ② 家畜共済事故低減・食の安全推進協議会を通じて関係機関・団体等との連携強化に努める。
- ③ 重要疾病対策事業及び食の安全・健康管理事業を組み合わせ、地域特性と農家の実情に即した事故防止対策の実施に努める。

3. 死亡及び廃用事故発生時の適正な取扱い

- ① 廃用事故認定基準に基づき、事故家畜の厳正な取扱いに努める。
- ② 免責措置の周知徹底と厳正な取扱いに努める。

4. 家畜共済制度の普及と加入推進

5. 家畜診療所システムの適正 運用による事務処理の効率化を図る。

6. 関係機関・団体等との連絡協調に努める。

㊧ 家畜診療研修所の運営方策

1. 損害防止事業の効果的推進

- ① 家畜診療所及び組合の実施する損害防止事業を支援する。
- ② 重要疾病対策事業及び食の安全・健康管理事業の効果的実施を指導する。

2. 家畜診療等技術の向上と普及

- ① 家畜臨床研究会の充実と指導に努める。
- ② 研究並びに研修活動の充実に努め、家畜診療所職員のレベルアップを図る。
- ③ 研修生の受入れを実施し、診療等技術の普及と向上に努める。

3. 獣医・畜産分野の新技術開発と普及・指導

4. 臨床検査業務の充実

5. 関係機関団体等との協調

東北地区農業共済団体、大学等との交流を図り、技術向上と研究活動の充実に努める。

ウ 果樹共済

㊦ 引受計画

区分		項目	組合数	面積	引受収量 (共済価額)	共済金額
収穫 共済				ha	t	千円
		りんご	3	604	11,985	1,265,420
		ぶどう	3	79	979	270,123
		なし	3	570	12,136	1,706,291
		もも	1	35	513	63,066
		おうとう	2	407	1,625	1,471,213
		かき	2	298	1,802	140,325
	計	実 3	1,993	29,040	4,916,438	
樹 体 共済					千円	
		りんご	2	135	628,783	503,026
		ぶどう	2	39	173,122	138,497
		なし	2	77	430,392	344,313
		もも	1	23	82,905	66,324
		おうとう	2	224	3,920,796	3,136,636
		かき	1	45	57,380	45,904
	計	実 3	543	5,293,378	4,234,700	
合計		実 3	2,536	—	9,151,138	

㊦ 引受実施方策

1. 園地台帳を引受の基本に据え、樹園地確認の徹底、栽培実態に対応した標準収穫量設定を図り、適正引受に努める。
2. 引受事務の処理状況を調査し、適正引受を指導する。
3. 中期計画の達成
「果樹共済セーフティネット30運動」を積極的に展開し、中期計画の達成に役職員、関係者一丸となって取り組む。
4. 加入の拡大
 - ① 重点期間の設定
面積の早期達成を図るため、重点期間を設定し、計画的かつ効果的な推進に努める。

- ・一般方式（平成21年産）平成19年12月から平成20年3月まで
 - ・特定危険方式（平成20年産）平成19年12月から平成20年2月まで
 - ・樹体共済（平成20年度）平成19年12月から平成20年3月まで
- ② 引受プランの作成による推進
地域の災害形態を分析し、樹園地単位方式等農家に合致した引受プランを作成し、推進に取り組む。
- ③ 優良農家の加入推進
特定危険方式を活用し、優良農家の加入向上に努める。
5. 関係機関団体等との連携強化
- ① 組合推進体制の拡充
組合の推進体制を拡充するとともに、果樹共済推進員に十分な制度説明を行い、適正な制度推進に取り組む。
- ② 生産組織及び出荷団体との連携を図り、一括加入の推進に努める。
6. 制度の普及
- ① 広報事業と連携した制度の普及を図る。
- ② 果樹産地協議会に積極的に参画し、制度の普及に努める。

エ 畑作物共済

⑦ 引受計画

項目		組合数	引受面積 引受箱数	引受収量	共済金額
区分					
ホップ		2	ha 45	t 67	千円 136,109
大豆	半相殺	3	938	1,408	190,741
	全相殺	3	5,537	6,596	945,944
	計	実 3	6,475	8,004	1,136,685
蚕繭	春蚕繭	3	61	2	2,958
	初秋蚕繭	3	43	1	1,928
	晩秋蚕繭	3	84	2	3,863
	計	実 3	188	5	8,749
合計		実 3		8,076	1,281,543

(注) ホップ 実行単収 186kg 単位当たり共済金額 2,040円

大豆 " 137kg " 担い手145円、非担い手104円

春蚕繭 " 33.6kg " 1,820円

初秋蚕繭 " 31.2kg " 1,820円

晩秋蚕繭 " 31.8kg " 1,820円

⑧ 引受実施方策

1. ホップ共済

① ホップ農協と協調を図り、栽培面積の完全把握と全戸全面積の継続加入に努める。

② 栽培農家個々の実態に即した基準単収の適正設定を行う。

2. 大豆共済

① 引受事務の処理状況を調査し、適正引受を指導する。

② 水稲共済細目書異動申告票一体化事業により、引受対象耕地の的確把握に努める。

③ 山形農政事務所等との連携強化を図り、水田経営所得安定対策における担

い手把握に努める。

- ④ 各種行政施策と連携し、集団及び組織を中心に加入拡大に努める。
- ⑤ 加入申込期間内の厳正な取りまとめに努める。
- ⑥ 現地確認による栽培状況及び集団の実態、過去の被害状況を勘案し、基準単収の適正設定を指導する。
- ⑦ 出荷団体等との連携強化を図る。

3. 蚕繭共済

- ① 掃立数量の全量引受
関係機関団体等と連携を図り、掃立数量の完全引受を推進する。
- ② 基準収繭量の適正設定
過去の掃立実績及び桑園の管理状況等を反映させ、適正設定を行う。

オ 園芸施設共済

㊦ 引受計画

項目		組合数	棟数	面積	共済金額
区分					
ガラス室	I 類	0	0	0	0
	II 類	2	49	217	100,490
プラスチックハウス	I 類	1	2	1	67
	II 類	3	23,207	62,455	6,098,831
	III 類	3	8	37	6,611
	IV類 甲	3	107	549	202,247
	IV類 乙	3	211	1,840	782,156
	V 類	3	41	135	49,907
	VI 類	3	3,375	18,748	1,239,691
VII 類	0	0	0	0	
合計		実 3	27,000	83,982	8,480,000

㊧ 引受実施方策

1. 引受事務の処理状況を調査し、適正引受を指導する。
2. 関係機関団体等との連携を強化し、軽量鉄骨ハウスの引受拡大に努める。
3. 県園芸振興対策との連携を強化し、引受拡大に努める。
4. 生産組織との連携を図り、一括加入の推進に努める。
5. 雨よけ施設の積極的な引受推進に努める。
6. 施設内農作物及び附帯施設の積極的加入推進に努める。
7. 引受評価を的確に実施し、適正引受に努める。

カ 任意共済

㊦ 引受計画

項目		組合数	引受棟（台）数	共済金額	組合員平均 共済金額
区分					
建物 共済	火災	3	棟 177,239	千円 2,691,235,500	千円 55,218
	総合	3	14,950	65,730,000	
	団体	3	74	5,244,500	
	計	実 3	192,263	2,762,210,000	
農機 具共済	火災	3	台 31,477	42,742,000	千円 4,173
	総合	3	69,461	160,497,000	
	更新	3	5,380	5,515,000	
	計	実 3	106,318	208,754,000	
合計		実 3		2,970,964,000	

㊦ 引受実施方策

1. 制度の普及・適正運用

- ① 安心と信頼のブランド「建物・農機具共済」を推進する。
- ② 共済掛金等の現金取扱から口座振替への移行に努める
- ③ ホームページ並びにテレビCMなどを活用し、制度内容の普及啓蒙に努める。

2. 予約加入運動の展開

- ① 基礎組織を活用した予約加入運動を推進方策の柱とし、早期かつ短期間に

集中的に展開する。

- ② 推進目標を達成するために、予約加入と補完推進を併行する。
- ③ 加入推進組織体制の整備強化を図り、推進員の意欲向上のため優秀推進員の表彰を実施する。

3. 農家台帳の活用

- ① 加入物件の所在や補償内容の確認、検証を行うとともに、農家組合員への説明責任を果たしていく。
- ② 農家台帳の効果的な活用により加入限度額までの推進を図るとともに未加入者及び未加入物件の計画的な加入推進を行い、質の高い補償の充実を図る。

4. 農機具販売組織等との連携

販売組織等との連携による引受拡大を図る。

5. 農機具共済「無事故割引・有事故割増料率制度」の適正運用

2年目としてスムーズな運用と、未加入組合員及び集団組織へ制度の説明を行い引受拡充に努める。

(4) 損害評価の適正化の方策

ア 農作物共済

1. 損害評価技術向上のため、過去の結果を分析しながら現地研修の内容改善を図る。
2. 被害概況調査を実施し、被害実態の把握に努める。
3. 関係機関団体等と協議し、適期適正評価の実施に努める。
4. 山形農政事務所等との連絡協調を図る。

イ 家畜共済

1. 死亡及び廃用家畜に対する厳正な審査の実施
 - ① 完全包括引受に基づき、異動状況の確認を徹底して、共済金の適正支払を行なう。
 - ② 死亡・廃用の共済事故認定は、廃用事故認定基準及び免責基準に基づいて厳正に実施する。
 - ③ 死廃事故に係る共済金支払い限度の設定の主旨を徹底し、損害防止意識の高揚に努める。
 - ④ 死亡事故は、獣医職員が組合職員とともに現地確認を行い、発生原因の解明と抑止に努める。
2. 病傷事故に対する適正給付の実施
 - ① 病傷給付基準に基づいて集合審査及び現地調査を徹底し、適正給付に努める。
 - ② 事故発生通知及び診断書の期限内提出を徹底するため、その遅延に対する免責措置を実施する。
3. 保険金の早期支払
「損害評価・共済金適正支払対策実施要領」に基づき、早期支払に努める。

ウ 果樹共済

1. 樹園地調査の徹底を図り、基準収穫量の適正設定を推進する。
2. 評価技術の研鑽と評価眼統一のため、現地研修会の実施を推進する。
3. 被害概況調査を実施し、適正な被害申告を推進する。
4. 損害評価高の検証等
 - ① 樹園地の管理状況や損害防止対策などを的確に把握し、適正な分割評価を行う。
 - ② 山形農政事務所等との情報交換を行う。

エ 畑作物共済

1. ホップ、蚕児及び桑葉の事故発生通知により、速やかに事故を確認する。
2. 大豆共済における管理不徹底耕地の的確な把握と厳正な損害評価に努める。
3. 蚕作の状況を把握するため、現地調査を行う。
4. 山形農政事務所等との連絡協調を図る。

オ 園芸施設共済

1. 事故発生通知の徹底により、被害実態の適正把握に努める。
2. 損害評価の適期適正実施と共済金の早期支払に努める。
3. 損害評価現地研修会を開催し、評価技術の研鑽を図る。
4. 損害評価技術の向上を図るため、研修体系の整備に努める。

カ 任意共済

1. 損害通知（速報）の早期提出の徹底
適正かつ迅速なる損害評価と共済金の早期支払を期すため、事故原因や罹災状況の的確な把握に努め、損害通知(速報)の早期提出を指導徹底する。
2. 損害評価技術の充実
専門的な損害評価技術の習得を図るため、技術講習会を開催する。
3. 損害評価及び保険金請求事務の適正化
損害評価及び保険金請求事務処理を適正に行い、保険金の早期支払に努める。

(5) 損害防止事業の実施方策

ア 農作物共済

1. 地域の実態に即した効果的な損害防止事業の実施に努める。
2. 関係機関団体と連携し、適期防除の啓蒙に努める。

イ 家畜共済

1. 実施体制の強化

- ① 家畜診療所及び家畜診療研修所は組合と協力して計画を設定するとともに、関係機関・団体と連携して効率的に事業を実施する。
- ② 家畜診療所等の損害防止体制を強化し、事故低減に努める。

2. 対策の徹底

- ① 家畜共済事故低減・食の安全推進協議会を通じて、関係機関・団体等と連携を強化し、事故低減並びに畜産物の安全性確保支援に努める。
- ② 重要疾病対策事業及び特定損害防止事業を効果的に組み合わせ、事故防止に努める。
- ③ 食の安全・健康管理事業を推進し、農家収益性の向上を目的とした事故低減技術指導と畜産物の安全性の確保支援に努める。

ウ 果樹共済

地域の実態に即した損害防止事業の強化を図る。

エ 畑作物共済

地域の実態に即した損害防止事業の推進に努める。

(6) 電算関係事業計画

ア 山形NOSA I ネットワークシステムの運用

1. 山形NOSA I ネットワークシステムに係る機器及び周辺機器・LANなど安全な環境整備と保守の充実を図り、安定稼動に努める。
2. 標準システム及び関連する業務システムの適正運用に努める。
3. 情報システムにおける各種障害に迅速かつ適切に対応し、サポートの充実を図る。
4. 事務の効率化を図るため、県版システムの修正及び開発に努める。

イ 情報セキュリティ対策の徹底

1. ネットワーク監視システムの効果的運用を図り、不正アクセス、ウイルス感染や個人情報漏洩防止などについて、情報セキュリティポリシー及び手順に基づく対策を徹底し、適正処理を指導する。
2. 物理的・技術的セキュリティの監視を徹底し、情報資産の保護に努める。
3. 情報セキュリティポリシーの遵守に努める。

ウ 事務処理等内部統制システムの構築

1. 決裁業務の効率化と可視化が図られるワークフロー（電子決裁）の構築を検討する。
2. 紙文書をデータベース化し、分類・整理した保管・管理のできるシステム構築を検討する。
3. グループウェアの老朽化に伴い、新規メールソフトの導入を図る。

エ 人材育成

1. 山形NOSA I ネットワークシステムを効率的に運用できる職員のレベルアップを図る。
2. システム構築及び機器管理ができる管理者を養成する。

(7) 執行体制の整備

ア. 理事会及び監事会の開催計画

制度の的確な運営を期すため、適期に理事会及び監事会を開催し、円滑な事業運営及び業務執行に関する審議並びに監査方針、計画等の協議を行い、より一層制度の適正な運営と事業の拡充に努める。

イ. 職制及び職員の配置計画

総共済金額3兆円の更なる伸長を期すため、共済資源の動向に十分留意しながら、合理的、効率的かつ適正な運営と積極的な事業の展開を図り、併せて組合の組織、機能の充実と運営基盤の確立に資するため、家畜診療所との人事の交流を含め、職制の充実と職員の適正配置に努める。

ウ. 役職員の研修計画

組合の適正かつ的確な運営と役職員のコンプライアンスマインドの向上、更には農家と地域が求める活力ある事業の展開を図るため、密度の濃い、かつ時宜にもかなった実効性のある研修を行う。

エ. 内部牽制機能の強化

再構築したコンプライアンス態勢のもとで、不祥事を未然に防止するため、状況を把握するための内部検査を徹底するとともに、監事による内部監査の充実を図り、更にはログ監視ソフトによる情報セキュリティ管理を徹底する。

(8) 会員の指導方策

ア 指導方針

農業共済事業の拡充と運営基盤の確立に資するため、「信頼のきずな」実践強化運動を積極的に展開し、適正運営の徹底を期するとともに、制度の機能を最大限に発揮する取り組みを一層強化する。

併せて、損害防止活動等による地域農業支援や農村の振興に取り組む活動を推進する。

イ 指導実施方策

1. 「信頼のきずな」実践強化運動（2年次）の積極的な展開

- ① 全事業の引受拡大と制度の普及定着に努める。
- ② RM等農家支援活動を主体とするF S（農家満足）活動の効果的な展開の指導と支援に努める。
- ③ 地域農業・農村振興への多様な貢献活動の指導を通して地域農業再編の支援に努める。
- ④ 事業展開を広報活動と一体となって行うよう指導と支援に努める。
- ⑤ 全職員が参加するボトムアップ型の事業計画作りを支援する。
- ⑥ 「信頼のきずな」実践強化運動の表彰を実施する。

2. 組織運営に関する事項

- ① N O S A I 部長組織の強化を支援する。
- ② 中長期展望に基づく適正な経営方針、事業基盤づくりを支援する。
- ③ 経営診断による組合運営の改善指導に努める。
- ④ 普及機能、人材育成（研修）体系の確立を図るための指導に努める。
- ⑤ 内部牽制の強化、コンプライアンスの徹底により、信頼回復を図る。
- ⑥ 農家・地域への説明責任の励行、情報開示の的確な対応に努める。
- ⑦ N O S A I 女性部組織活動の支援に努める。
- ⑧ リスクに対する管理意識の高揚と効率的な組織運営の検討に努める。
- ⑨ 保険事業、異常例検査の指摘事項に関する事務改善指導を実施する。

3. 研修に関する事項

- ① 適正運営を行うため、組合役員研修会及び監事研修会を開催する。
- ② 人材育成を図るため、N O S A I 山形研修センターを活用し、階層別研修会、コラボ研修会（1泊2日×3回）を開催する。
- ③ 全職員を対象にし、外部講師等による統一テーマ研修を開催する。
- ④ 職場内（O J T等）研修の積極的な展開のための指導に努める。
- ⑤ 専門的な知識を修得させるため、職員の全国研修会や外部研修会への参

加の指導に努める。

⑥ 全国研修会受講者の事後活動の支援に努める。

4. 諸調査、研究等に関する事項

- ① 農業共済関係予算及び制度改善の要請運動を展開する。
- ② 農業共済事業運営検討会を開催し、諸問題に対応する。
- ③ 県常例検査の補助を通して、県と連携して適正運営指導に努める。
- ④ 組合定款、共済規程の整備、指導に努める。
- ⑤ 各種情報等の収集、活用に努める。

ウ 各種研修会実施計画

1. NOSAI山形主催

研修会等名	時期	担当課	日 数	対 象	人員	研修会等の内容
組 合 役 員 研 修 会	8月	総合推進課	1泊2日	組合理事 組合監事	144	農政、中央情勢、経営管理、組合運営
組 合 監 事 研 修 会	2月	総合推進課	1泊2日	組合監事	18	事業の概要、監査の実際、財務分析
コ ラ ボ 研 修 会	7月	総合推進課	1泊2日	管理職、上級、 中級、初級職員	15×3	課題解決策の意見交換、OJT、職場改善
中 級 職 員 研 修 会	11月	総合推進課	3泊4日	初任職職員研修会受 講後5～6年の職員	16	中級職員の役割、自己分析と改革、コミュニケーション
初 任 職 職 員 研 修 会	4月	総合推進課	4泊5日	新採職員 (在職2年未満)	12	NOSAIのあらまし、職場と生活、応対マナー、パソコンの基礎
初 任 職 職 員 研 修 会 フ ォ ロ ー 研 修	2月	総合推進課	3泊4日	同 上	12	NOSAI事業等
担 当 別 職 員 研 修 会	5～11月	各 課	1泊2日	担当職員	368	各事業担当者 家畜診療所
専 門 技 術 講 習 会	8月	各 課	2泊3日	該当職員	30	家 畜 (8月:10人) 建 物 (8月:10人) 農 機 具 (8月:10人)
事 業 別 事 務 講 習 会	5～1月	各 課	1泊2日 2泊3日	担当職員	26	農 作 (1月:6人) 畑 作 (1月:6人) 果 樹 (6月:8人) 家 畜 (5月:6人)
園 芸 施 設 共 済 損 害 評 価 現 地 研 修 会	7月	園 芸 課	2泊3日	担当職員	6	損害評価の技術等
臨 床 研 究 会	6～3月	診療技術課	延21回	獣 医 師 検 査 技 師	223	家畜診療所職員の技術研鑽と知識の向上

2. NOSAI 全国・地区（農林水産省委託等）

研修会等名	時期	場所	日数	対象	人員	研修会等の内容
普及推進専門講習会 （農林水産省）	7/28～8/8 8/18～29 10/20～31 1/19～30	東京	11泊12日	経験10～15年 各組合長・連合会長 推薦（選抜試験）	8	初級管理者の育成 普及推進
組合等経営指導講習会 （農林水産省）	6/9～20	東京	11泊12日	組合の経営指導を担 当する連合会職員	1	経営診断法のチェッ クポイント、連合会 の指導機能と今後の 団体運営
理事研修会	10/14～16	東京	2泊3日	連合会副会長、連合 会長より推薦された 連合会理事	1	コンプライアンスの 最高責任者としての 責務
経営幹部セミナー	9/24～26	東京	2泊3日	連合会部次長、課長	1	経営戦略、目標管理、 メンタルヘルス、コ ンプライアンス
組合等参事研修会	7/22～24	東京	2泊3日	組合等参事（部長等）	3	トップマネージャー 能力開発
リーダー養成 実践セミナー	12/15～17 1/7～9	東京	2泊3日	組合管理職（幹部受 講者、経験15～2 5年）	3	リーダーの役割と行 動
農業共済新聞 デスク研修	11/17～21	東京	4泊5日	連合会の新任広報担 当者、組合広報担当 者	1	新聞取材、原稿執筆 の基本、広報の役割
広報紙制作セミナー	9/1～5 3/3～13	東京	4泊5日	広報担当者	3	広報紙制作技術 （初級）
東北地区広報セミナー	7/9～11	山形	2泊3日	広報担当者	4	広報紙制作技術 （中級）

エ 広報実施方策

1. 広報・広聴体制の充実

- ① 組合の普及事業実施体系の確立に努める。
- ② 制度の普及・啓蒙に努める。
- ③ 組合の広報紙発行体制の支援に努める。
- ④ 集落座談会開催の指導に努める。
- ⑤ クレーム対応の支援とデータベース化の検討を進める。

2. 農業共済新聞の普及定着

- ① 農業共済新聞の購読普及を図り、普及率22%の達成に努める。
- ② 基礎組織構成員の完全購読に努める。
- ③ やまがた版の充実発行に努める。
- ④ 適切な購読者管理に努める。

3. 広報媒体の積極的活用

- ① 報道関係機関との連携に努める。
- ② テレビ、ラジオ及び日刊紙への適宜な情報の提供に努める。

- ③ テレビ、ラジオCMの効果的活用努める。
- ④ ホームページ上で、組合サイトを含めたトップページの刷新にむけた検討を進め、的確な情報発信に努める。

4. 機関誌「YAMAGATA」の発行

- ① 業務遂行に役立つ情報の提供に努める。
- ② 電子化配信の充実と迅速化に努める。

5. その他総合的広報及び広聴活動

オ 「新生山形県NOSA I決起集会」（仮称）の開催
記念講演と適正運営に向けた決意表明

(9) 予算統制の方策

総会の議決及び農林水産省の承認を得た業務収支予算書の内容に基づいて、綿密な予算執行計画を作成し、収入においては安全性かつ効率性を重視した余裕金の運用を始め、適期かつ適切な確保を図り、支出においては常に費用対効果を念頭に置いた予算執行計画を定め、経費の節減に努める。

家畜診療所及び家畜診療研修所の小払資金については、年度当初において計画的な支出方策を指示する。